

ヴァーダー・グループの販売および配送に関する一般取引条件

完全版は www.verder.com/generalterms でご覧いただけます。

1. 適用範囲

1.1 本販売および配送に関する一般取引条件（以下「一般取引条件」といいます）は、ヴァーダー・インターナショナルBVの子会社でヴァーダー・グループの一員である ヴァーダー・サイエンティフィック（以下「サプライヤー」といいます）による商品の供給（以下「商品」といいます）やサービスの提供（以下「サービス」といいます）に関する契約を含むがこれに限定されないすべての法的行為に適用されるものとします。**1.2** 本一般取引条件からの逸脱は、当事者が書面による契約で合意した場合、またはサプライヤーが書面で確認した場合のみ適用されるものとします。ここでは、契約当事者（以下「購入者」といいます）への一般取引条件の適用は明示的に除外されます。**1.3** 本条件の規定の内一つまたは複数の完全または部分的に無効となった場合においても、その他の規定の有効性は持続するものとします。当事者はそれらの条件の精神に則り新たな規定を作成します。

2. 申し出および契約

2.1 サプライヤーは、申し出を受理してから7日以内に、理由やペナルティとして発生する料金を提示することなく契約を終了する権利を有します。**2.2** 申し出は、申し出中に指定された期間内に受理する必要があります。期間が指定されていない場合は、最長30日間有効となり、その後申し出は自動的に無効となります。**2.3** すべての見積もり、それに続く注文および／または契約は、国の機関がどうかに関わらず、管轄当局による輸出承認（すなわち許可、一般承認またはその他の承認）を常に条件とします。そのような輸出承認が得られない場合、サプライヤーはいかなる責任も負わず、また費用を弁済する義務を負わずにいかなるすべての契約を終了することができます。**2.4** 提供されたデータおよび／またはサンプルは、特定の保証が与えられていない限り、参考情報として見なされ、サプライヤーはそこから逸脱することができます。**2.5** サプライヤーは商品および／またはサービスが同様の関連性を持つ機能を有することを条件に、軽度の逸脱を伴う商品および／またはサービスを提供する権利を有します。

3. 価格、請求書発行、支払条件

3.1 合意された価格には、梱包、税金および別途記載される配送および輸出税関のための費用は含まれていません（以下すべての費用および税金を合わせて「契約価格」といいます）。**3.2** 価格は合意された通貨で表示され、付加価値税、売り上げ、物品に掛かる税金および／または同様の税金は含まれていません。**3.3** 商品および／またはサービスの生産全体、仕入れ、または調達費用が計10%以上増加した場合、その原因に関わらず、ハイパーインフレーションの状況を含め、サプライヤーは提示価格および／または合意された価格を引き上げる権利を有します。サプライヤーがこの権利を行使した場合、購入者はサプライヤーとの契約を解除することができます。**3.4** 別段の合意がない限り、契約価格の支払いは、請求書の日付から30日以内に購買者によって行われなければなりません。請求書は納品時に送付されます。支払い期間は期限厳守です。**3.5** やむを得ない状況によりサプライヤーの義務の遂行が遅延した場合、サプライヤーはすでに行われた行為に対して請求する権利を有します。**3.6** 購入者が請求書またはその一部に異議を唱える場合、購入者は当該の請求書の受領後30日以内に書面でサプライヤーに通知し、異議の理由を詳細に説明し、異議のない部分の金額を支払うものとします。適時に書面で異議を申し立てなかった部分の料金はすべて異議がなかったものとみなされ、上記の通り支払い期限が定められるものとします。**3.7** 不払いまたは支払い遅延の場合、購買者は責任を負うものとし、サプライヤーは適用される法定利息およびすべての実際の回収費用の支払いを要求することができるものとします。

4. 配送

4.1 別段の合意がない限り、配送はFCA（フリーキャリア）サプライヤー工場（インコタームズ最新版）に準拠します。部分配送も可能です。**4.2** 購入者が修理、処理または加工のためにサプライヤーに向けて行う商品の配送は、別段の合意がない限り、DDP（デリバリー・デューティー・ペイド）サプライヤー工場（インコタームズ最新版）とします。ただし、保証期間中の修理の場合はこの限りではありません。**4.3** 価格に含まれていないパレットやコンテナを含む梱包は、サプライヤーの所有物であり、購入者の費用でサプライヤーに返却されるものとします。**4.4** 配送／履行の際、購入者は商品および／またはサービスを検査し、一般的な点検と品質チェックおよび確認を行うものとします。商品の破損または数量不足のクレームは、配送時に不足または破損の詳細を記載した領収書が運送業者に渡される、または代わりに配送日から7日以内に不足または破損の通知がサプライヤーになされるかのいずれかがない限り受け付けられません。前記がない場合、商品は完全な状態で配送された、またはサービスは契約に従って遂行されたものと推定されます。**4.5** 配送日および／またはサービス提供日、条件、期間は、サプライヤーが書面で確認し、購入者が前払いも含まれるがそれに限定しないすべての合意条件を満たした後直ちに発効します。**4.6** 商品またはサービスの配送に関するいかなる日付、期限 または期間も最善の推定であり、概算でしかありません。このような日付、期限または期間は、致命的な条件とみなされません。いかなる場合においても、時間は契約の本質ではないものとします。不履行の場合の遅延配達に対するサプライヤーの責任は、契約価格の最大2.5%を上限とする費用および損害に限定されます。**4.7** 購入者が契約上の義務を果たさない場合、商品またはサービスの配送または履行に関するすべての日付、期限 または期間は延長されません。**4.8** 購入者がサプライヤーに配送の延期を要求した場合、サプライヤーはその後掛かるすべての費用（保管費用や人員の移動費用などを含むが限定しない）の払い戻しを受ける権利を有するものとします。サプライヤーは、購入者と共同でサプライヤーの社内生産計画に基づいて新たな配送日を決定するものとします。新たな配送日が当初の配送日より2ヶ月以上遅れた場合、サプライヤーは契約金額全額を請求する権利を有し、購入者は支払い義務を負うものとします。

5. 設置、試用、サービス

5.1 商品を配送する義務には、特段合意されていない限り、商品の設置および試用は含まれません。商品の設置および試用が合意されている場合、または設置および試用が含まれるサービスに該当する場合は第5.2条が適用されます。**5.2** 行為の開始前および行為の実行中：
a) 商品ならびにすべての部品および材料は、事実上の配送FCA（フリーキャリア）サプライヤー工場の後、購入者のリスクになります。
b) 購入者は、設置と試用が追加の規定や施設を要せずに実行できるように、その敷地へのアクセスに対して責任を負います。
c) サプライヤーはいかなる基礎工事、土木工事、解体工事および／または既存の機器の取り外しや撤去について責任を負わないものとします。
d) 購入者は、エネルギー、水、空気、工具、吊り上げ、クレーン等、必要なすべての消耗品と設備を無料で提供するものとします。
e) 購入者は、土木、建築、電気技術を含むが限定されない行為等のすべての準備行為が適時に終了することを保証するものとします。
f) サプライヤーはその義務の履行のために、第三者を利用する権利を有します。
g) 購入者は、適用される政府の規制と安全要件ならびにその他の必須の法律を確実に遵守するものとします。
h) 購入者は、商品の設置および試用の開始時および最中に、商品が適切な場所で適時に利用できることを確認する必要があります。
i) 購入者は、購入者の敷地内における商品の設置および試用の間、サプライヤーがすべての必要な行為を、妨害や干渉を受けることなく

連続した動きまたは方法で行うことができるよう保証します。サプライヤーの管理の及ばない原因により行為が中断または遅延した場合、購入者はサプライヤーに対して移動のための費用を含むすべての追加費用に対して責任を負うものとします。合意された完了日は延長されるものとします。

j) 完了とは、商品が機械的に完成し、試用が行われ、および／またはサービスが完全に行われた段階を意味します。購入者は試用時に商品および／またはサービスを検査する権利を有します。

k) 完了は完了証明書で文書化されるものとします。観察事項および／またはコメントがあれば記載されなければなりません。購入者は完了証明書の発行前に商品と試用する権利を有しません。

l) 商品の実際の動作を妨げることのない重要性の極めて低い側面または欠陥は、商品の試用および完了を阻止するものではありません。そのような側面または欠陥は、合理的な時間内にサプライヤーが改善するものとします。

m) サプライヤーの範囲および／または責任外の理由で試用および／または完了が行われない場合、サプライヤーは書面でそれについて購入者に通知するものとします。そのような場合、完了はそのような書面による通知の日付に行われたとみなされるものとします。

6. 所有権とリスクの移転

6.1 6.2に従い、商品の所有権および使用権は、配送と同時に購入者に移転するものとします。

6.2 法律で認められている限りにおいて、サプライヤーは、購入者がサプライヤーに支払うべきすべての金額が完全に支払われるまでは、すべての商品の所有権を保持します。それまでは、購入者は商品のすべてまたは一部を第三者に再販売、移転、譲渡、質権の設定またはその他の法的権利を付与する権利を有しません。前述に関わらず、商品は配送後購入者のリスクとなります。商品の所有権が購入者に移転するまで、購入者は商品を十分な状態に保ち、すべてのリスクに対して保険を掛けておくものとします。

6.3 所有権留保の対象となる商品が他の品とともに組み立てられ、または組み合わされ、その結果サプライヤーの所有権が失われた場合、購入者は商品の価値を上限として、組み立てられたまたは組み合わされた品の共同所有権をサプライヤーに譲渡します。

6.4 サプライヤーが共同所有権を有する商品が販売された場合、サプライヤーはその共同所有権の価値を上限とする販売価格の支払いの結果として生じる請求権を有します。購入者はそのような請求権をサプライヤーに譲渡します。

6.5 前述の規定で定められた所有権の留保が適用法の下で法的に有効でない場合、意図された所有権の留保に最も近い形での保証がサプライヤーに付与されます。

7. 保証

7.1 適用される保証期間（以下「保証期間」といいます）は、商品の配送またはサービスの履行の時点から12ヶ月間です。

7.2 サプライヤーは、商品の完全な所有権が引き渡され、商品が新品で未使用であり、保証期間中、材料、製造工程、設計に欠陥がなく、契約上の仕様に従っていることを保証します。さらにサプライヤーはすべてのサービスが健全なエンジニアリングの実践とデューデリジェンスに従って履行されることを保証します。サービスは、特定の結果をもたらすことを保証するものではありません。

7.3 保証否認：サプライヤーは、商品およびサービスに関していかなる他の保証も行わず、市場性または特定の目的への適合性の黙示的保証を含むが限定されない、明示的または黙示的に関わらず、他のすべての保証を否認します。

7.4 発熱体、熱伝導体、セラミック、膜、ゴム、ガラス部品は、使用者、取り扱い、および／または保管上の欠陥による損傷を受けやすい性質を持っているため、購入者がそのような欠陥が原因ではないことを合理的な確信を持って証明できない限り、保証の対象外となり、すべての保証から除外されます。

7.5 サプライヤーが行う検査、アドバイスおよび／または同様のサービスは、いかなる保証の対象にもならず、すべての保証から除外されます。

7.6 本保証は、以下の原因によって生じた欠陥には一切適用されません：

- a. 取扱説明書および／またはメンテナンスマニュアルに従わないこと。
- b. 通常の損耗。
- c. 一般的な点検および品質チェックと管理で発見できた欠陥。
- d. 不適切または不注意な保管、使用または取り扱いの結果としての商品の損傷または劣化。
- e. 購入者がサプライヤーに提供した不正確な、欠陥のある、または不完全な情報。
- f. 購入者または第三者が行った修理。
- g. サプライヤーが提供していない、または認定していないスペアパーツ、消耗品、材料の使用。

7.7 初回使用後の消耗品や付属品は、いかなる保証の対象からも除外されます。

7.8 サプライヤーが供給および／または利用可能にしたソフトウェアは、仕様に従ったソフトウェアおよび／または商品の実際の使用を妨げるような実質的な欠陥に対してのみ保証されます。ソフトウェアが維持、更新されていない場合および／またはそのような使用に適していない、または指定されていないハードウェア上で使用または保存されている場合、すべての保証が除外されます。欠陥が発生した場合、サプライヤーは購入者と共同で協議して解決策を探すものとします。

7.9 保証期間内に、一般的な点検および品質チェックと管理で検出できなかった不履行が生じた場合、サプライヤーは自らの裁量により、商品の修理または交換および／またはサービスのやり直し（以下「Make Good」といいます）のいずれかによって、そのような不履行を是正する義務があります。このMake Goodの義務は、唯一かつ排他的なものであり、暗黙のおよび／または法定的保証に代わるものであり、商品および／またはサービスの不履行の結果として購入者が被ったさらなる損害および／または費用に対する責任を排除するものです。

7.10 Make Goodの後、修理または交換された部品または再実施されたサービスには、良好な状態にした日付から12ヶ月間の新しい保証期間が適用されます。新たな保証期間は、常に当初の配送および／または当初のサービスの実施から36ヶ月後の最終期限を前提としており、それ以降は追加または新規の保証は適用されません。

7.11 欠陥および／または保証を満たさないことに関するすべての苦情は、欠陥の発見後できるだけ速やかに、ただし常に欠陥の発見から14日以内に書面でサプライヤーに報告しなければなりません。欠陥が適時に報告されない場合、購入者のMake Goodの権利および／または損害賠償の権利は失われます。適用法で許可されている場合、適用される時効は、責任の原因となる欠陥が発生した、または検出された時点から12ヶ月の期間に短縮されます。

7.12 商品へのアクセスが妨げられている場合（商品が内蔵されている場合等）、商品にアクセスするために必要な費用は購入者の負担となります。

7.13 購入者が供給された商品および／またはサービスのエンドユーザーでない場合、商品および／またはサービスが購入者の所在地にないことに起因する追加費用は、購入者の負担となります。

7.14 報告された欠陥を調査した結果そのような欠陥が見つからなかった場合、購入者はサプライヤーに対してすべての検査またはその他の費用を負担するものとします。

8. 解散、停止、終了

8.1 購入者が契約上の義務の履行を怠った場合、サプライヤーは契約上の他の請求権および権利を損なうことなく、適切と思われる期間、その義務のさらなる履行を停止することができます。

8.2 サプライヤーが購入者の支払い能力に関して合理的な疑いを持つ場合、サプライヤーは購入者が十分な財政的保証を提供するまで、契約に基づくすべての義務を延期する権利を有します。

8.3 当事者がその義務について書面で通知された後、合理的な期間内に履行しない場合、他方の当事者は損害賠償責任を負うことなく契約を解除する権利を有するものとします。

8.4 サプライヤーは購入者の事業撤退、司法上の和解、清算、破産（申請）、および／または購入者またはその居住国が制裁リストに掲載された場合、損害賠償責任を負うことなく、義務の履行を停止、または契約を終了する権利を有します。

8.5 以上のようにサプライヤーが義務の履行を停止したり、契約を解除したりするすべての場合、購入者はサプライヤーに対してその後のすべての損害を賠償する責任を負います。

9. 責任

9.1 サプライヤーは、サプライヤーが契約上の義務またはその他の法的要件に違反した結果、購入者が被った損害、支払い、損失、費用、経費、負債についてのみ責任を負うものとします。

9.2 サプライヤーへの請求を行うために適用される法定期限は、そのような期限が適用法の下で認められない場合を除き、商品の配送および／またはサービスの履行後 12 ヶ月に短縮されます。

9.3 契約、不法行為、（製品責任に起因する損害を含む）その他を問わず、契約、商品の配送および／またはサービスの履行に起因または関連して生じるサプライヤーの最大責任は、サプライヤーの責任保険契約に基づいて実際に支払われた損害額、または契約額の 100% のいずれか低い方に限定されるものとします。

9.4 サプライヤーはいかなる場合も、利益または売上高の損失、契約の損失、ダウンタイムコスト、購入者の顧客からのクレームなどを含むがこれに限定されない、結果的、間接的、懲罰的、または戒めの損害について責任を負わないものとします。

9.5 基礎となる作品、文書、図面および／またはデザインが購入者によってまたは購入者を代理して提供、規定および／または助言された場合、サプライヤーはいかなる場合も、知的財産権の申し立てまたは実際の侵害に対して責任を負わず、購入者はサプライヤーを補償するものとします。

9.6 上記の責任の除外または制限は、契約のみならず、不法行為またはその他の法律上の責任にも適用され、契約の他の箇所に反対の規定がある場合でも適用されるものとします。

9.7 当事者およびその後継者と許可された譲受人以外の第三者は、いかなる権利または救済手段も付与されません。

9.8 上記の責任の制限および／または除外は、サプライヤーの詐欺、重大な過失、または故意の違法行為の場合、公法違反の場合、または人身傷害または死亡の場合には適用されないものとします。

9.9 この責任制限は、サプライヤーが契約を締結する意思を示す重要な根拠であり、サプライヤーと購入者の間で意図されたリスク配分を反映しています。これなしには、サプライヤーは商品またはサービスを請求された価格で提供することに同意しなかったでしょう。この責任の制限に基づき、サプライヤーは個々の請求に対する法的責任について保険に加入しています。購入者は、過剰な損失に対する保険の手配を自ら行う責任があります。

10. 購入者の保証

購入者は、直接的にも間接的にも、サプライヤーが提供する商品、技術および／またはサービスを、以下の自然人または法人の最終使用に向けて、輸出、販売または供給しないことを表明し、保証します：

- 国家機関または国際機関（米国、欧州連合、英国、日本および／または国連など）の標的になっている国、特にキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、クリミア／セバストポリを含むがこれに限定されない地域に居住している。
- 国内外の当局（米国、欧州連合、英国、日本、国連など）から制裁対象者としてあげられている。

ただし、対象となる当局から特定の許可を得ている場合を除きます。

11. データ保護

11.1 各当事者が処理したデータに対する責任は、処理を行った当事者のみが負うものとします。各当事者は、データの内容、使用および／または処理が違法ではなく、第三者の権利を侵害していないことを他方の当事者に対して保証します。特に個人データの処理および保護は、EU GDPR（EU一般データ保護規則）を含むがこれに限定されない、適用される法律および規制に準拠するものとします。

11.2 各当事者はさらに、特権的な情報の使用、保管および／または処理が機密事項であり、適用される機密保持および法的特権の権利および義務に沿って取り扱われることを保証するものとします。

12. 不可抗力

12.1 いずれの当事者も、不可抗力による契約違反については責任を負わないものとします。

12.2 不可抗力とは、当事者が制御できず、契約の永続的または一時的な履行を妨げる状況を指し、戦争（その脅威を含む）、暴動、ストライキ、ロックアウト、地震、洪水、暴風雨、ハリケーンを含むがこれに限定されない自然災害、輸送上の困難、火災、テロ、パンデミック（WHO がパンデミックと宣言していない場合も含む）、供給者の倒産、その他のサプライヤーやその供給者の事業における深刻な混乱を含むがこれらに限定されません。

12.3 サプライヤー側の不可抗力により契約の履行ができない場合、サプライヤーは司法の介入なしに、最大 6 ヶ月間の契約履行の停止、または契約全体または一部を終了する権利を有し、購入者への補償の支払い義務はないものとします。

13. 守秘義務と知的財産

13.1 当事者は、義務の履行中および履行後も、製品、価格、顧客、サプライヤーに関する情報を含むがこれに限定されないすべての商業的および技術的な情報およびノウハウ（以下「機密情報」といいます）を秘密にするものとします。

13.2 すべての著作権、データベース権、意匠権、ノウハウの権利、特許権、および発明、情報、コンテンツ、素材、データまたはプロセスに関する権利を含むがこれらに限定されない契約の履行中に作成された、および／またはサプライヤーが納品した商品および／またはサービスに関するすべての知的財産権は（すべての場合、登録済みか未登録にかかわらず、その登録を申請するすべての権利を含む）サプライヤーに帰属し、帰属し続け、および／またはサプライヤーの所有となります。すべての知的財産権および／または機密情報を記録した媒体等は、サプライヤーの所有物であり、サプライヤーの明示的な同意がない限り、その製造または提供のために購入者が費用を支払ったか否かに関わらず、複製、第三者への提示、その他の方法で使用することはできません。購入者は、最初の書面による要求があった場合、そのような媒体等をサプライヤーに返却するものとします。

13.3 サプライヤーは購入者を参照として使用する権利を有します。

13.4 必要に応じて、また必要な範囲で、サプライヤーは購入者に提供された商品とサービスを使用するライセンスを付与します。

14. その他

14.1 サプライヤーが本一般取引条件および／または後続の契約のいずれかの条項を放棄することは、サプライヤーが署名した書面により明示的に規定しない限り有効ではありません。本契約から生じるいかなる権利、救済手段、権限、特権を行使しない、または行使を遅らせても、その権利を放棄したことにはならず、またそのように解釈されることもありません。本契約に基づく権利、救済手段、権限、特権の単独または部分的な行使は、その他の権利、救済手段、権限、特権を妨げるものではありません。

14.2 本一般取引条件および／または後続の契約のいずれかの条項または規定がいずれかの法域で無効、違法または執行不能である場合でも、かかる無効、違法または執行不能は、本契約の他の条項または規定に影響を与えず、または他の法域でかかる条項または規定は無効または執行不能にするものではありません。

14.3 本一般取引条件および／または後続の契約のいずれかの規定のうち、その性質上条項を超えて適用されるべきものは、本一般取引条件および／または後続の契約の終了または満了後も効力を有します。

15. 適用法および管轄裁判所

15.1 本一般取引条件ならびに後続の契約またはサプライヤーと購入者の関係は、サプライヤーが登録事務所を設置する国の法律に専断的に準拠し、それに則って解釈されます。法の抵触に関する現地の原則は除外されます。

15.2 当事者は、契約関係に関するすべての紛争がサプライヤーが登録事務所を持つ国の裁判所の専断的管轄権に従うことを取消不能の形で同意するものとします。

15.3 国際物品売買契約に関する国際条約（CISG またはウィーン条約）の適用は除外されます。